電波監理審議会（第１１４９回）議事録

１　日時

令和７年１１月２８日（金）１５：００～１６：００

２　場所

総務省会議室（１０階１００１会議室）

３　出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬　巌（会長）、大久保　哲夫（会長代理）、長田　三紀、西村　暢史、

矢嶋　雅子

(2) 審理官

古賀　康之、三村　義幸

(3) 総務省

（情報流通行政局）

豊嶋　基暢（情報流通行政局長）、近藤　玲子（大臣官房審議官）、

井田　俊輔（総務課長）、佐伯　宜昭（放送政策課長）、

西村　邦太（放送政策課企画官）、根本　朋生（放送技術課長）、

坂入　倫之（放送業務課長）

（総合通信基盤局）

湯本　博信（総合通信基盤局長）、翁長　久（電波部長）、

飯倉　主税（総務課長）、小川　裕之（電波政策課長）、

五十嵐　大和（移動通信課長）、佐藤　輝彦（移動通信企画官）

(4) 幹事

松下　文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

柏崎　幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

４　目次

（１）開　　会…… １

（２）諮問事項（情報流通行政局・総合通信基盤局）

①　日本放送協会におけるラジオ第２放送を行う特定地上基幹放送局の廃止の認可（諮問第２８号）……１

②　基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び基幹放送普及計画の一部を変更する告示案（日本放送協会のラジオ放送の再編に伴う規定の整備）（諮問第２９号）……１

③　無線設備規則等の一部を改正する省令案（４３ＧＨｚ帯鉄道用無線通信システムに係る制度整備）（諮問第３０号）……１０

（３）報告事項（総合通信基盤局・有効利用評価部会）

①　周波数再編アクションプラン（令和７年度版）……１７

②　令和７年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果……２５

③　有効利用評価部会の活動状況……２７

（４）閉　　会…… ２８

開　　会

○笹瀬会長　それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の議題は、御手元の資料のとおり諮問事項が３件、報告事項が３件となっております。

諮問事項（情報流通行政局）

（１）日本放送協会におけるラジオ第２放送を行う特定地上基幹放送局の廃止の認可（諮問第２８号）

（２）基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び基幹放送普及計画の一部を変更する告示案（日本放送協会のラジオ放送の再編に伴う規定の整備）（諮問第２９号）

○笹瀬会長　それでは、早速議事を開始いたします。

まず、諮問第２８号「日本放送協会におけるラジオ第２放送を行う特定地上基幹放送局の廃止の認可」及び諮問第２９号「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び基幹放送普及計画の一部を変更する告示案（日本放送協会のラジオ放送の再編に伴う規定の整備）」の２件について、坂入放送業務課長、根本放送技術課長及び西村放送政策課企画官より御説明をよろしくお願いいたします。

○坂入放送業務課長　放送業務課長の坂入でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうからは諮問第２８号について御説明をさせていただきま

す。諮問第２８号説明資料の３ページをお開きください。

ＮＨＫにおけるラジオ再編の概要でございます。日本放送協会は現在、電波法に基づく特定地上基幹放送局の免許を受け、音声波については、「ラジオ第１」、「ラジオ第２」及び「ＦＭ」の３波を放送しておりますが、「ＮＨＫ経営計画」の中で、事業支出改革の一環として、限られた経営資源を質の高いコンテンツに集中させるため、令和８年３月末にＡＭ、ＦＭの２波に再編することを示しており、「ラジオ第２」の放送を終了することを予定しております。

イメージは、中ほどの図のとおりでございます。なお、ラジオ第２放送を行う特定地上基幹放送局の廃止をしようとする時期は、令和８年３月末を予定しております。

続きまして、４ページをお開きください。

今般、ＮＨＫから、放送法第８６条第１項の規定に基づき、「ラジオ第２」放送を行う特定地上基幹放送局の廃止に係る認可申請があり、以下のとおり審査した結果、認可することが適当であると考えているところでございます。

審査の結果のところを御覧ください。

申請書に基づきまして審査を行ったところ、まず、現在のラジオ３波をＡＭ・ＦＭの２波に再編することについては、将来的な世帯数の減少等により受信料収入の減少が予想される中、限られた経営資源を合理的なコストで質の高いコンテンツ制作に集中させることで、公共放送としての社会的使命を果たしつつ、ＮＨＫにおける業務の合理化・効率化の取組が進められると認められるところです。

また、現在、「ラジオ第２」で放送している番組は、原則として再編されるＡＭ・ＦＭにおいて、引き続き放送するなどの編成上の工夫を行うとともに、廃止に関する公表については、放送法第１１０条の２第１項及び放送法施行規則第８６条の２第１項の規定に基づいて、番組やホームページ等を通じて行うこ

ととしており、聴取者保護に係る対応も適切に行うことを予定していると認められるところです。

以上のとおり、総務省としては、「ラジオ第２」放送を行う特定地上基幹放送局の廃止を認可することが適当であると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○根本放送技術課長　続きまして、諮問第２９号につきまして、放送技術課長の根本から御説明をいたします。御手元の説明資料を御覧ください。

件名といたしましては、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案と基幹放送普及計画の一部を変更する告示案ということになってございます。いずれも日本放送協会のラジオ放送の再編に伴う規定の整備でございます。

諮問の概要、３番目に御覧いただけますように、ＮＨＫのラジオ第２が終了することを踏まえまして、その第２に当たります「教育放送」、これの関連規定である、これら両計画の変更を行うものです。

具体的には２番目の変更の概要を御覧ください。まず、基幹放送用周波数使用計画につきましては、基幹放送局に使用させることのできる周波数等という項目がございまして、こちらから教育放送に関する規定を削除する変更を行います。

また、基幹放送普及計画につきましては、基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、それから、国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送系の数の目標という項目がございまして、それぞれ教育放送に関する規定を削除するというものでございます。

施行期日につきましては、まず、基幹放送用周波数使用計画の変更については、新たなラジオ放送に再編される令和８年４月１日付けを予定してございます。

また、基幹放送普及計画の変更につきましては、ラジオ第２放送の本放送が

終了する令和８年３月３０日付けということを予定してございます。

めくっていただきまして、２ページ目には、意見募集の結果がございます。後ほど御紹介いたしますが、８件の意見を頂戴してございます。

３ページ目を御覧ください。先ほどの説明概要を表にまとめてございます。中ほどにございますように、基幹放送用周波数使用計画、それから基幹放送普及計画のそれぞれにつきまして､関連規定を削除するという内容でございます。いずれも施行日は、こちらに記載のとおりでございます。

４ページ目、御覧ください。こちら参考でございますけれども、今述べましたスケジュールをまとめてございます。下の表を御覧いただきますと、放送と制度整備、それから、設備の実態のところを分けて記載してございます。中ほどにございます制度整備が、今回１１月のところに電監審と書いてございますけども、まさしく、本日でございます。３月３０日のところにオレンジ色の点線がございまして、こちらが本放送の終了の予定日でございます。この日をもちまして、基幹放送普及計画を施行するということを考えてございます。

その本放送が終了いたしましてから、順次停波作業を行いまして、実際には３月３１日までに停波作業を終えて、基幹放送用周波数使用計画は、その翌日をもって施行すると。その後に機器を順次撤去するという段取りで想定してございます。

以上が諮問の概略でございますが、次に５ページを御覧いただきますと、意見募集の結果を記してございます。

全て合計いたしまして８件、御意見をいただいておりまして、冒頭の１件のみが反対の御意見でございます。内容といたしましては、教育放送が存在する意義につきまして、御不満を述べるというような内容でございます。ただ、意見欄の下のほうに、なお書きで記載しておりますとおり、協会では、ラジオ第２で放送している教育番組などの番組を、残るラジオ第１またはＦＭにおいて

引き続き放送するなどの編成上の工夫を行うということにしてございます。これをもちまして修正などには至らないものと考えてございます。

その他の意見もそれぞれ列記してございますが、賛同の御意見と、それから、参考として承る、踏まえるといったような内容になってございます。実際、後ろのほう、１７ページ以降に飛んでいただきますと、諮問の内容をつけてございます。

具体的には、１８ページ以降に告示の案文がございます。例えば、１８ページにつきましては、基幹放送用周波数使用計画のほうでございますけれども、１９ページ以降に、どのような部分を削除するのかというのが御覧いただけるかと思います。基本的には、教育放送に関する周波数や空中線電力の記載を一律で削除するという内容でございます。

２２ページ以降、こちらは基幹放送普及計画でございますけれども、先ほど述べました教育放送に関する２つの項目につきまして、該当の記載と、それから、表の関係部分を削除するといった内容になってございます。

御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。それでは御質問、御意見等よろしくお願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　大久保です。この廃止の認可及び規定の変更いずれも適切なものと考えます。同意いたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員　そういう時代なんだろうと思っているのですが、ただ、ＡＭ波は入っても、ＦＭ波が入りにくい地域というのはまだまだあるのではないかと思っていまして、そのことをきちんとまずＮＨＫには把握をしていただきたいなと思っています。

その上で、教育放送には様々なニーズがあり、聞いている方もいろいろな方がいらっしゃると思いますので、そういう方々が聞けなくなるということがないような、どういう時間帯がいいのかとかも含めて、丁寧に検討していって、番組編成をしていただきたいと思っています。

以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございます。何かコメントございますか。

○根本放送技術課長　それでは、放送技術課のほうから、まず技術的な内容でございますが、今あるＡＭ局が廃止をされて、ほかのＡＭ局あるいはＦＭ局によって代替されるということになります。ただ、置局も変われば、先ほど言われたように周波数や、ＦＭの場合には放送区域も変わるということで、場合によっては電波を受けにくくなるというところは、確かに出てくるかなというところでございます。

ただ、こちらにつきましては、受信の条件が悪くなったといったような場合に、ＮＨＫのほうで例えば受信の工夫、アンテナの向きや、その他受信条件を変えることで、従来よりもよく受けられるという可能性があるという、そういったことで、お手伝いをするという用意はあるということですので、幾らかは緩和されるかなと思っております。

○笹瀬会長　よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　結論といたしまして、このような告示案等の変更というのは賛成でございます。先ほど御指摘ありましたとおり、ＮＨＫの受信の工夫というのが大前提となっているのでありましたら、ぜひ利用者、具体的には視聴者からの意見を受け取ることができるような体制、これがないとＮＨＫ自身もどこに何をどういうふうにすればいいかということが分からないかと思いますので、そういった体制というのが必須ではないかなと思った次第です。

併せまして、やはり経営の合理化、効率化、これらによる質の高いコンテンツの創出、そして社会的使命としての公共放送というのは、やはりこれはバランスをとりながらどちらも目指していかなければならない点は、ＮＨＫとしてもぜひ認識を新たにしていただければと思います。

１点、本日の諮問２９号の資料の理解についてお教えいただければと思います。5ページの意見に対する考え方､これの最後のパラグラフでございますが、「『ラジオ第２』で放送している教育番組などの番組を『ラジオ第１』又は『ＦＭ』において」の部分につきまして、これはラジオ第１というのは、令和８年４月１日段階ではもうなくなっていると理解すると、ここで記載されているラジオ第１とはどういう意味なのかお教えいただければと思います。

以上でございます。

○西村放送政策課企画官　放送政策課の西村です。御質問ありがとうございます。ここで申し上げているラジオ第１というのは､新しい名前の新ＡＭとなり、ラジオ第２の番組内容の一部を移行させるというものでございます。

○西村委員　そうしましたら、このラジオ第１はあくまでも旧名ということでして、４月以降の名前がまた今後新たに決められると理解いたしました。ありがとうございます。

○笹瀬会長　よろしいでしょうか。それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　結論として、まず賛成はいたします。既にほかの委員からも、コメントなされているところですけれども、ＮＨＫは公共放送としての社会的な使命を求められると思っておりまして、求められている公共、社会的な使命というものは、今回の変更によって変わるものではないという理解でおります。つまり、教育放送というものが今回なくなるとしても、それは原則として再編されるＡＭ・ＦＭにおいて引き続き放送すると、そのような継続を行うというふうに記載されておりますので、引き続き教育についても、社会的使命の一つ

として取り組んでいただけるものという認識でおります。その認識を前提として賛成いたしたいと思います。

○笹瀬会長　ありがとうございます。コメントございますか、よろしいですか。

　では私から１点、この内容に関してはこれで同意いたします。賛成いたします。

　確認ですが、私も含め世の中の一般的には、ＮＨＫ第１、第２という言葉がポピュラーです。諮問第２９号の資料の３ページを見ると、音声波Ｒ２というのがおそらく第２だと思いますが、これは教育放送と限定されてますよね。かつこの法律と告示案に関しても、教育放送をなくすという言い方をすると、一般の方から見ると教育放送は全部なくなってしまうような気がしてしまいます。総合波でも教育の放送は流せるわけですが、それは総務省の専門用語のようなものなのでしょうか。つまりＮＨＫ第２のラジオ放送と教育放送は一対一対応しているという理解でよろしいですか。

○根本放送技術課長　お答え申し上げます。私ども今回変更いたします告示の中で、総合放送と教育放送という項目立てをしておりまして、そのうちこの教育放送の項目の表を削るということで、ここでそのように記載をしております。

○笹瀬会長　そうするとその第２放送がなくなっても、教育の放送はあるわけで、ラジオとして、そこは残るということで、これは言葉の定義だけのものです。ただ、一般の方から見ると、教育放送が全部なくなって全部インターネットで見なさいと、もしくは、今まであった再放送が全部なくなってしまって、ある時間でしか聞けないというような理解をしてしまう場合があります。実際ラジオでもテレビと同じように、そういう聴き逃し番組などを１週間ぐらいは追いかけて聴くことができるわけですよね。そういうことをうまく周知しないと、特にこのコメントが来ている一人目はそういう感じですが、一般の方に語学などの教育の放送は全部なくなってしまうというような誤解を招くことはよ

くないと思います。３つあるのが２つになりますから、何か削らなければいけないわけで、特に教育番組に関しては、再放送は削るかもしれないけれども、中身として今まであった何とか語というのが全くなくなる可能性があるとすれば、それはしっかり明記しておかないと困るわけですよね。そういうことはないという理解でよろしいですか。

○西村放送政策課企画官　放送政策課のほうからお答えをいたします。

今御指摘がございましたように、ラジオ第２につきましては、基本的に、教育番組に関係するものはＦＭに移行されまして、Ｒ２のうち教養、福祉に関係するものはＡＭまたはＦＭに移行されるということになります。その際、再放送番組などを減らしながら編成上の工夫をして移行させていくということです。聴取者の方によく知っていただく必要がございますので、１０月から、周知・広報を行っており、順次、地上波、衛星波、デジタルや新聞広告等を通じて、ＮＨＫのほうから周知を行っていくということでございますし、それは丁寧に周知広報をしていただくことが必要だと思っておりますので、総務省からも改めて伝えたいと思います。

○笹瀬会長　私もテレビですら昔はＥテレではなく教育テレビと言っていて、教育テレビのほうはＦＭになっていなかったような、１チャンネルしかなかった時代も知っているわけですね。そういうことから見ると、やはり名前を変えるのは結構大きくて、今回なくなってしまいますから、そういう意味ではうまく周知しておかないといけないと思います。特に年配の方でラジオだけしか聞いてない方もいらっしゃるんですよね。ラジオは結構、年配の方も聞いておられますから、そういう面でうまく周知して、インターネットで周知しても見ない人は見ないので、そういった意味では、掲示なりもしくは放送の中でうまくやっていただくといいと思います。

以上です。ほかに質問、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第２８号は諮問どおり認可することが適当、また、諮問第２９号も諮問のとおり、変更することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

それでは以上で、情報流通行政局の議事が終わりましたので、情報流通行政局の職員の方、御退出をお願いいたします。どうもありがとうございました。

（情報流通行政局職員退室）

（総合通信基盤局職員入室）

諮問事項（総合通信基盤局）

（３）無線設備規則等の一部を改正する省令案（４３ＧＨｚ帯鉄道用無線通信システムに係る制度整備）（諮問第３０号）

○笹瀬会長　それでは、議事を再開いたします。

諮問第３０号「無線設備規則等の一部を改正する省令案（４３ＧＨｚ帯鉄道用無線通信システムに係る制度整備）」につきまして、五十嵐移動通信課長から御説明をどうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐移動通信課長　移動通信課長をしております五十嵐と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、４３ＧＨｚ帯鉄道用無線通信システムに係る制度整備につきまして御説明申し上げます。

まず資料１ページ目、１ポツ、諮問の概要でございます。鉄道事業では、最近ワンマン運転の導入が検討されておりまして、乗客の乗り降り、出発のときの安全確認のために、駅プラットフォームの複数の地点から監視カメラの映像

を電車内の運転席に伝送するホーム画像伝送システムというものの需要が高まっております。

それから、列車運行の安全確保のためにも、車内の映像ですとか地上・車上設備の検測情報などを地上側と車両側とでやりとりする必要ということが出ておりまして、大容量の無線通信システムの導入が必要となっております。

電車ですので、その車両の移動範囲が線路上に限定される。それから、駅の停車時も、決まった位置に停車するという鉄道の特性を踏まえまして、これらの需要に対応可能なシステムとしまして、直進性が強く、一方で広帯域の周波数が確保できる４３ＧＨｚから４５ＧＨｚまでの周波数を使用した無線システムというものが利用され始めております。

このような状況を踏まえまして、情報通信審議会において４３ＧＨｚ帯を使用する鉄道用無線通信システムの導入に必要な技術的条件について、御検討いただきまして、本年７月に一部答申をいただきました。

そのことから今般､このシステムの技術基準を策定するということとともに、技術基準適合証明制度の対象とするために、関係規定を整備するというものでございます。

資料２点目の改正概要でございます。今回の制度整備では、無線設備規則の改正と、それから、技術基準適合証明等に関する規則の改正を行いますけれども、このうち無線設備規則の改正につきまして、電波監理審議会への必要的諮問事項となっております。

この資料では太字のところになりますが、４３ＧＨｚ帯プラットフォーム画像伝送システム及び４３ＧＨｚ帯列車無線システムに係る規定を無線設備規則に追加するというところでございます。

３点目の施行期日でございますが、本日御答申いただきましたら、速やかに改正の事務手続を進める予定でございます。

４点目、意見募集の結果でございます。本件に関しましては、行政手続法の規定に基づきまして、意見公募を９月２０日から１０月２０日まで実施しました。そうしたところ、意見の提出が２件ございました。

２ページ目を御覧ください。ホーム画像伝送システムと列車無線システムのイラストをお示ししております。この図の左側のほうがホーム画像伝送システムで、ワンマン運転のときに運転手が安全にドアの開閉ができるように、プラットフォーム上の映像をリアルタイムで運転席へ伝送するものです。

右側の列車無線システムのほうは、車両内の映像ですとか車両の情報などを地上との間で高速伝送するというものです。

３ページ目を御覧ください。４３ＧＨｚ帯の電波がどのように使われているかというものを示しています。鉄道用無線通信システムの隣接帯域の電波天文業務として、現在国内で５つの電波天文局、水沢の観測局、野辺山、小笠原、入来、石垣との受信設備が運用されておりまして、電波法の規定により保護の指定を受けております。

指定された電波天文局に対しましては、運用を阻害するような混信などを与えないように、無線局を運用しなければならないということとされておりまして、今回、その混信の有無を検討しました。小笠原観測局と石垣観測局の近くには鉄道駅がございませんので、検討を省略いたしまして、それ以外の野辺山は野辺山駅と、水沢は水沢駅と、入来は薩摩川内市の川内駅との共用検討を行いました。

この検討の結果、見通しで５０キロメートル前後の離隔距離が必要という結果が示されましたが、実環境では、地形ですとか構築物での遮蔽損などを考慮できること、それから、ミリ波の特性から、アンテナを少しずらす程度の対策をすることで、所要改善量が大きく低下するということが分かりまして、干渉が生じないように事前に運用調整を行うことで、共用が可能という結論が得ら

れております。

また、鉄道用無線通信システム相互間の共用につきましては、使用者が鉄道事業者に限られるということから、事業者間の運用調整が容易であろうということで、共用可能というふうに考えております。

４ページ目は、今御説明したシステムの主な技術的条件をお示ししておりますが、細かい内容となりますので、割愛させていただきます。

５ページ目、６ページ目には意見募集の結果と、それに対する総務省の考え方をお示ししております。１番の御意見は匿名の方からのものでして、御賛同いただいたというものです。

２番は、国立天文台の電波天文周波数委員会からの御意見でございまして、先ほど御説明した電波天文との周波数共用に当たりまして、運用調整が必要とされたということを踏まえて、総務省の訓令において、審査基準の中で運用調整について審査するということが反映されていることに関して、御賛同の意見をいただいたというものでございます。

７ページ目以降は参照条文ですとか、諮問書、それから省令の改正案、この改正案は先ほどの技術的条件を法令に直したものでございます。この辺りも説明は割愛させていただきます。

御説明は以上となります。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。それでは御質問、御意見よろしくお願いいたします。これも順番にお伺いしていきます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　大久保です。適切な改正であると思います。同意いたします。

○笹瀬会長　ありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員　長田も同意いたします。

○笹瀬会長　ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　西村です。私も同意いたします。

○笹瀬会長　矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　矢嶋です。御説明ありがとうございます。私も同意いたします。

１点だけ、今回のパブリックコメントの回答としまして、鉄道事業者において、本案に沿った適切な対応を行われることが必要という回答をなさっていらっしゃいますけれども、これは、電波の利用を認めるに当たって、鉄道事業者においてそのような適切な対応を行うことを条件として許諾するということになりますでしょうか。

○五十嵐移動通信課長　今回導入されるシステムにつきましては、個別に設置する際に無線局の免許の手続がございますので、それを通じて、適切な配慮がなされるようにしていきたいと考えております。

○矢嶋委員　御説明ありがとうございました。理解いたしました。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。私も内容には同意いたします。

個人的に質問としてお聞きしたいのですが、これは今実際ワンマンでこのホーム画像転送システムを使ってる会社は結構あるのでしょうか。

○五十嵐移動通信課長　今回、この技術基準をつくることによって、無線局の検査というものが大幅に省略できることになります。これまでも、実際にこの類似のシステムといいますか、このシステムは、既に個別の免許で導入はされております。局数としては８００を超える局数が運用されているということです。この制度の改正によりまして、さらに一層普及が進むものと考えております。

○笹瀬会長　８００というと、かなり大きな数だと思いますけれども、多分都心でワンマンはほとんどないですよね。でも、このシステムは非常に便利なので、要するに一人で済みますから、そういう面では、一人でなくても、やっぱり運転手も見たいというのがあるかもしれないので、そういうニーズがあった

場合に、この周波数で対応できるのですか。先ほど見たら、このシステムは当然鉄道事業者ごとに導入されて、運用会社ごとにシステムは違うのですよね、周波数は、同じなのでしょうか。

○五十嵐移動通信課長　周波数帯としては同じところを使っていくことになるかと思います。実際使われる場所としましては、鉄道駅における地上－車上間となりますので、あらかじめ固定された地点間での関係となります。チャネルは最大４チャネルありまして、繰り返し利用をすることを想定しております。

○笹瀬会長　少し質問を明確にすると、特に都心では駅にいろんな鉄道会社が乗り入れている場合があります。これに関して、もしワンマンで入ってきた際に、将来的に考えれば例えばある駅で３つ、４つの鉄道事業者が入ってきたり、もしくは場合によっては同じ列車だけども、いろんな事業者がまざっている場合に関しては、同じシステムで動くのか、それとも各鉄道事業者ごとに違う周波数を割り当てて、自分の電車は違う周波数の信号を受け取るのか。そうすると普通の携帯と同じで、場合によっては、事業者ごとに割当てをしておかなければいけないので、そういうふうなキャリアで、お互い干渉を避けることをしなければいけないと、もしそういうことをするのであれば、一つの駅でもたくさんの周波数チャネルが鉄道事業者ごとに必要となると、これで十分かなというのが疑問だったのですが、そこは問題ないですか。

○五十嵐移動通信課長　ごもっともな御指摘だと思います。ただ、ニーズを実際の鉄道事業者から伺う限りでは、今、割り当てられた周波数を鉄道会社間で共用することで使えるというような感じで聞いておりますので、ひとまずは大丈夫かなと思います。

○笹瀬会長　この列車の無線システムに関しては、かなり帯域が広いですから、これは各鉄道会社ごとに別という理解でよろしいですか。

○五十嵐移動通信課長　同じ帯域にある複数のチャネルを皆さんで使い分けて

いくようになります。全体の周波数幅が２ＧＨｚ幅近くありますが、４０ＭＨｚ幅のチャネルを使うパターンと、１２０ＭＨｚ幅のチャネルを使うパターンとで利用できるような形になりますので、数が必要な場合には、狭いチャネルを用いて共用するような形になるのかなというふうに想像しております。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。こういうようなシステムは多分あちこちで使いたいのですよね。

○五十嵐移動通信課長　はい。

○笹瀬会長　これは鉄道だからかなりやりやすくて、ミリ波で、しかも真っすぐで、でも最近見ると、長いプラットフォームで曲がっているのもいっぱいあるので、１か所のカメラでは見られないですね。そういう場合は複数のカメラをつけて、ある意味では周波数を多少切り替えてやらないと干渉してしまって、見られない可能性もありますよね。

○五十嵐移動通信課長　可能性はあるかもしれません。なお、鉄道会社のほうでも、いろいろな工夫をされているようで、車両のほう、ドアの真上などにカメラをつけるパターンなども研究がなされているようです。今後、ワンマン運転が普及していくものと思いますので、そうした場面で電波がお役に立てればと思っております。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。ほかに何か御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、諮問第３０号は諮問のとおり、改正することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○五十嵐移動通信課長　どうもありがとうございました。

報告事項（総合通信基盤局）

（１）周波数再編アクションプラン（令和７年度版）

○笹瀬会長　それでは、以降は報告事項に移ります。

報告事項の１つ目「周波数再編アクションプラン（令和７年度版）」につきまして、小川電波政策課長から御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○小川電波政策課長　電波政策課長の小川でございます。

それでは、報告事項の１点目、周波数再編アクションプラン（令和７年度版）について御説明申し上げます。お手元、報告資料という横長のパワーポイントの資料、それから、意見募集の結果及び意見に対する考え方、これは非常に大部な資料で恐縮でございます。さらに、周波数再編アクションプラン（令和７年度版）の本文を御用意してございます。この報告資料に基づきまして御報告をさせていただければと存じます。

このアクションプランの案につきましては、先般９月の電波監理審議会におきまして、案の御説明をさせていただいたところでございます。資料をめくっていただいて、右肩、スライドの２と書いてあるところでございますけれども、その後、パブリックコメント、意見募集を行いました。９月１２日から１０月１４日までの３３日間、意見募集を行いまして、合計１３１者からの意見の提出があったところでございます。

提出された意見につきましては、資料に記載のとおりでございます。意見募集の結果として、アクションプラン本文の内容を変更するような修正はございませんでしたけれども、概要版、それから本文につきまして、幾つか時点修正をさせていただいております。また、本文については一部更新漏れがございましたので、必要な修正をさせていただいたところでございます。

この後、概要版の説明とともに、修正のあった箇所等も必要に応じて御説明をさせていただきますし、提出された意見の概要につきましても、御紹介をさ

せていただければと思います。

資料のページが飛びまして大変恐縮でございますけれども、６ページを御覧いただければと思います。重点的取組の１つ目でございますけれども、価額競争の実施による５Ｇへの割当てに関するものでございます。２６ＧＨｚ帯につきまして、令和７年度内を目途に、価額競争の実施に向けた指針を整備する。その後速やかに既存無線システムと共用可能性が高い周波数を価額競争により５Ｇに割り当てることを目指す等としている部分でございます。

ここの項目につきましては、主に携帯電話事業者各社からの御意見を頂戴しておりまして、その内容については賛同意見が主ということでございました。一方、この周波数帯は２６ＧＨｚ帯ＦＷＡが既存の無線システムとして使用されている周波数帯でございます。一部の携帯電話事業者は、この２６ＧＨｚ帯ＦＷＡの免許人としての側面もあることから、既存の無線局の移行に関して、実情や意見を十分に勘案して調整を図りながら丁寧に検討を進めていただきたいとの要望もございました。

こうした御意見も踏まえて、総務省としては慎重かつ丁寧に検討を進めてまいりたいとしているところでございます。

続きまして、７ページを御覧いただければと思います。重点的取組の２番目でございますけれども、無線ＬＡＮの更なる高度化と周波数拡張等に関する取組を記載した部分でございます。

こちらの項目につきましては、ＡＦＣシステムの導入を前提といたしまして、６ＧＨｚ帯無線ＬＡＮのＳＰモードによる屋外利用及び６．５ＧＨｚ帯へのＳＰモードによる屋外利用を含む周波数帯域の拡張に関する取組を記載しております。

こうした取組につきまして、意見募集におきましては多くの賛同意見を頂戴したところでございます。

一方、放送事業者等からは、既存システムへの十分な配慮と慎重かつ丁寧な検討を求める御意見、また、携帯電話事業者等からは、ＷＲＣ－２３においてＩＭＴ特定された周波数帯や、今後の海外における検討状況も踏まえて、無線ＬＡＮの周波数拡張を検討すべきといった御意見もございました。

今後、既存システムの運用にも配慮しつつ、この周波数帯域について慎重かつ丁寧に検討を進めてまいりたいとしてございます。

続きまして、8ページを御覧いただければと思います。重点的取組の３点目、Ｖ２Ｘの検討推進に関するものでございます。こちらにつきましては、５．９ＧＨｚ帯のうち、最大３０ＭＨｚ幅をＶ２Ｘ通信向けに割り当てる方向で各種取組を推進するとしているところでございます。こちらの項目につきましては、賛同意見のほか、既存のＩＴＳ用周波数の特性も考慮して、使い分けを念頭に検討すべきといったような御意見、また、放送用のシステム等既存システムの影響がないように、慎重かつ丁寧に検討すべきと、このような意見を頂戴しているところでございます。

こうした意見も踏まえまして、既存システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいりたいとしてございます。

続きまして、9ページを御覧いただければと思います。重点的取組の４点目、非地上系ネットワーク（ＮＴＮ）の高度利用等に関するところでございます。この項目につきましては、高高度プラットフォーム（ＨＡＰＳ）の国内導入に向けた制度整備、７００ＭＨｚ帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの制度整備、Ｋａ帯の非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備に関する取組などを記載しているところでございます。

この項目につきましては、ＨＡＰＳの制度化に向けた取組に関しまして、賛同の御意見や、既存システムとの共用検討に関しての御意見、他の周波数の利用可能性に関する検討などについての御意見がございました。

また、７００ＭＨｚ帯の衛星ダイレクト通信システムやＫａ帯の非静止衛星システムの導入に関する取組に関しましては、主に制度面の御要望といたしまして、開設計画の認定期間中でも新サービスの提供が可能になるようにといった御要望であるとか、あるいは電波利用料の上限額の引下げや減額の御要望もございました。

また、隣接周波数帯の既存無線システムへの影響が出ないように十分協議を行ってほしいといった御要望もあったところでございます。

こうした御意見も踏まえまして、既存システムの運用への配慮等、慎重かつ丁寧に進めてまいりたいとしているところでございます。

それから、1ページ飛ばしまして１１ページを御覧いただければと思います。重点的取組の６番目、その他の主な周波数再編、移行等の促進というところでございます。

こちらにつきましては、右上に修正ありと書いてございますけれども、１点目、デジタルＭＣＡの陸上移動通信システムに関する取組の中で、三次元測位システム及び８００ＭＨｚ帯広帯域小電力無線システムの技術的条件につきまして、本年１０月に取りまとめが行われたことから、時点修正を行っているものでございます。

また引き続き、今年度中を目途に制度整備を行うといった点を追記させていただいております。これらが修正箇所となってございます。

そのほか８００ＭＨｚ帯の広帯域小電力無線システムの技術的条件に関しましては、Ｗｉ－Ｆｉ　ＨａＬｏｗの８００ＭＨｚ帯への導入に関して、利用者の利便性に配慮した設計となるようといった要望であるとか、あるいは高度ＭＣＡ無線通信システムの関係では、３ＧＰＰバンドプランに沿った携帯電話システムとしての活用を念頭に検討を希望する意見。あるいは既存の８００ＭＨｚ帯の携帯電話システムとの干渉影響の技術的検討が必要といった意見もござい

ました。

さらにＭＣＡ無線に関しましては、安定した通信が可能ということで、継続利用を求める意見や、これに類するようなシステムの要望もございました。こういった点も踏まえまして、この周波数帯の検討を慎重に進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、１２ページを御覧いただければと思います。重点的取組の最後でございますけれども、次世代移動通信システム（６Ｇ）を含むＢｅｙｏｎｄ５Ｇの推進に関する部分でございます。

ここにつきましては、Ｂｅｙｏｎｄ ５Ｇ、６Ｇの推進におきまして、賛同意見のほか、研究開発の推進、支援を行ってほしいといった意見、それから、ＷＲＣ－２７に向けた周波数確保に向けた検討を進めてほしいといった御意見を頂戴したところでございます。

総務省といたしましても、こういった意見も踏まえながら、この周波数の確保等を慎重に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

このほか、重点的取組以外でも多く意見が寄せられたものといたしまして、アマチュア無線に関する提出意見もございました。

特に、個人の方を含む多くの方から多種多様な御意見を頂戴しておりますけれども、賛同の御意見をいただく一方、ワイヤレス人材育成の裾野を広げる観点からの取組といたしまして、混信のない環境の維持に配慮して慎重に検討いただきいといった御意見もいただいているところでございます。

資料１３ページ目につきましてはアクションプラン本文に関する修正内容の一覧を示しております。

１点目は、時点更新ということで、情報通信審議会の答申を受けた事実関係について、更新をさせていただいたものでございます。

２点目のこの表の部分でございますが、進捗状況の更新漏れがございまして、

今回、記載の誤りを修正させていただいております。案において記載の誤りがあったことをおわび申し上げます。

３点目についても制度整備の状況を時点更新させていただきました。

１３ページの一番下、帯域の概要の説明につきましては、電波の利用状況調査、評価の結果に関する記載を引っ張ってきまして、記載の内容を充実させたものでございます。

続きまして１４ページでございますけれども、一番上と真ん中のこの２点につきましては､制度整備の関係を時点更新させていただいたものでございます。

また一番下のところでございますけれども、こちらにつきましても、帯域の概要についての記載を充実させる観点での修正を行わせていただいております。

御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。それでは質問等よろしくお願いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　御説明ありがとうございました。重点的取組事項それぞれが非常に関心の高いものであるということで、これだけの意見が出てきていると思います。特にオークション方式の導入に当たっては、ある意味これまでのルールといいますか、慣行を大きく変えるものであると思いますし、今後、このような形の運用が長く続いていくと思いますが、やはりスタート時点では多少の混乱といいますか、多少の中身に関する照会等、相当あると思いますので、ぜひ丁寧に進めていただければと思います。

以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました｡特に総務省側からのコメントは、ありますか。よろしいでしょうか。では、長田委員、よろしくお願いします。

○長田委員　長田からは特にございません。

○笹瀬会長　ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　西村からも特段ございません。

○笹瀬会長　ありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　１１ページについて一つ質問ございます。８９０ＭＨｚから９００ＭＨｚと、それから９２８ＭＨｚから９４５ＭＨｚ帯については、利用意向調査を実施して、令和７年度中を目途に活用方策を決定とあるのですが、実際にこの方策を決定されて、制度整備を行うのは令和８年度中、そして、実際サービスが終了する令和９年も、４月以降については有効に利用を行うように目指していくということでよろしいんでしょうか。

○小川電波政策課長　今、矢嶋委員から御指摘のあったところでございますけれども、現状では、利用意向調査を実施して、それを今取りまとめているという状況でございます。様々な御提案が寄せられたところでございまして、今その中身について精査をさせていただきまして、今後、情報通信審議会の場で有識者の方によるヒアリング等を通じまして、それぞれの提案の中身を把握した上で、よりよい利用形態を御審議いただくということで検討を進めていくこととしております。

いたずらに長い時間をかけて検討するということでありませんが、一方で様々な御提案もあること、それから、隣接で携帯電話等のサービスが行われていることも踏まえて、それぞれ支障のないように検討を進めていきたいと考えてございます。

○矢嶋委員　御説明ありがとうございます。

私からは以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。私からもこの１１ページ、これかなり重要なポイントで、ここはプラチナバンドで一番皆さんが欲しいところの周波数帯ですよね。デジタルＭＣＡと高度ＭＣＡがある意味でかなり短い時間でともに廃止になると、本当は廃止じゃなくて、これはオペレーターがもう

できないと言っているだけなので、もしほかのところがやりたいといった場合は、こういうＭＣＡは生き残るのですか、それとも廃止は廃止なのですか。

○小川電波政策課長　今回の利用意向調査においては、高度ＭＣＡとして利用を希望するもの、また、ここは３ＧＰＰバンドで標準化されている周波数帯でございますので、高度ＭＣＡ以外で３ＧＰＰに即した上り下りの周波数のペアで使用したいというような形態の提案、また、それ以外の利用の形態の提案ということで、大きく３類型に分けて、意見、意向を募集させていただいたということでございます。

　その結果、その３つのいずれについても提案があったという状況でございますので、その３つの類型で、提案された全てについてヒアリングをさせていただいた上で、総合的な観点でよりよい形で有効に利用できるようなシステム、使い方の在り方を検討してまいりたいというふうに思っております。

○笹瀬会長　はい、分かりました。多分この周波数帯は、皆さん欲しい周波数帯で、かつ、よりよい使い方というのが業者によっては全然違うので、そういう意味では非常に難しいと思います。私からの希望は、総務省の立場もある程度はっきりしたほうがいいかなという気もしないでもないですよね。やはりその皆さん欲しい周波数帯で、システムが全く違うと何をもっていいかという定義、非常に難しいですよね。私たちだって周波数を有効利用評価部会から見れば、あれは携帯とかそういうものですけど、明らかに違う目的になると評価しようがないという面も残ってしまうので、そういう意味ではよりよいシステムを入れるときに、パブリックコメントも入るんでしょうか。

○小川電波政策課長　まずは審議会の場を活用して、議論を進めるということにしておりますけれども、その方向性を決定するに当たっての取りまとめの文書、答申のような形で、おまとめいただくことになるかと思いますが、それについてはパブリックコメントをかけた上で、進めていくということになろうか

と思っております。

○笹瀬会長　ぜひ情報通信審議会の担当の方に、公正公平な目で大局的にものを見て、いい設備を入れるように、ぜひ広く議論していただくことを希望いたします。よろしくお願いいたします。

最後に確認ですけれども、案に対して明らかにおかしいとか、そういう意見はなかったという理解でよろしいですね。

○小川電波政策課長　はい、そのとおりでございます。

○笹瀬会長　そういうのがあると結構ややこしくなってしまうので、分かりました、ありがとうございます。

ほかに質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項に関しては、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

（２）令和７年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果

○笹瀬会長　それでは続きまして、報告事項の２つ目「令和７年度の携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果」につきまして、佐藤移動通信企画官から、御説明をよろしくお願いいたします。

○佐藤移動通信企画官　移動通信企画官の佐藤でございます。

それでは、報告事項（２）に基づいて御説明をさせていただきます。

９月１１日に開催されました電波監理審議会におきまして、令和７年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果について、御説明をさせていただいたところでございます。

報告後の１０月２９日になりますが、株式会社ＮＴＴドコモから総務省に対

しまして、利用状況調査のために同社が提供しましたデータに誤りがあった旨の申告がございました。改正電波法に基づく電波の有効利用評価は、電波の利用状況調査を勘案して行われるというものでございまして､総務省としまして、今回のような電波監理審議会に報告後のデータ訂正があったというのは、評価制度の根幹に関わるものでございまして、大変遺憾であると考えております。

これを踏まえて総務省としまして、株式会社ＮＴＴドコモに対しまして、問題の発生原因と再発防止策につきまして、１か月以内に報告するように口頭で行政指導を行ったところでございます。併せて、他社にも、行政指導を行った旨を共有させていただきました。これによって、今後の利用状況調査の結果に対する信頼性というものを確保してまいりたいと考えております。

なお、取り急ぎＮＴＴドコモ側に、問題の発生原因について聴取を行ったところ、こちらの資料を御覧いただければと思いますが、８００ＭＨｚ帯、また２ＧＨｚ帯の一部の地域の基地局数が多めにカウントされたということで、こちらについては、基地局数のカウント方法について、担当者の認識の誤りがあったということというふうに伺っております。単純ミスだったということもございまして、厳しく行政指導によって、再発防止に努めていただきたいと考えております。

なお、先ほど他社に行政指導を行った旨を共有したということで申し上げましたが、その際に、改めて他社のデータについても確認を求めました。ただ、今回の株式会社ＮＴＴドコモのようなデータの訂正の報告はなかったということでございます。

総務省としましては、今回の事案を受けまして、さらにチェック体制等々強化してまいりたいと考えております。このたびは誠に申し訳ございませんでした。おわびとともに御報告させていただきます。

私からの説明は以上になります。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。何か御意見、御質問ございますか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

（３）有効利用評価部会の活動状況

○笹瀬会長　それでは続きまして報告事項最後の３つ目ですね、「有効利用評価部会の活動状況」につきまして、西村部会長から御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員　はい、承知いたしました。部会長の西村でございます。それでは、報告資料に基づきまして部会の活動状況を御報告申し上げます。

１０月期の電波監理審議会以降、部会につきましては２回開催いたしました。資料の上段にございます１１月１９日に開催いたしました第５１回会合、また、資料下段にございます１１月２０日に開催いたしました第５２回会合は、いずれも、免許人に対するヒアリングでございました。

第５１回会合ではＫＤＤＩ／沖縄セルラー電話、ＵＱコミュニケーションズ。そして、第５２回会合では楽天モバイル、ソフトバンク、Wireless City Planning、ＮＴＴドコモ、これらに対しましてそれぞれヒアリングを行っております。ヒアリングは対面方式、かつ非公開により実施しております。

今年のヒアリングにおきましては、主に今後の評価の在り方の検討に資するため、衛星ダイレクト通信などのＮＴＮ、非地上系ネットワークでございますけれども、これらのサービス、それからＳｕｂ６帯やミリ波帯等の整備に関しまして、各社の検討状況、取組状況についてヒアリングを行いました。今回のヒアリング結果を踏まえまして、１２月の部会で携帯電話等の評価結果案を取りまとめ、１月の審議会に報告を予定しております。

また、１月の部会では、評価方針見直しの検討も予定していることを申し添

えいたします。

部会からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

各部会には私も参加しました。これは非常に特別委員の方が熱心で、１時間切れ目なく質問して、通信キャリアの方もうまく答えられて、非常に白熱した良いヒアリングでした。有効利用評価はおそらく、３年目か４年目なんですかね、非常に精度も上がってきて、しかも今回に関してはＮＴＮのことをかなり聞けたり、それからＫＤＤＩの場合は衛星ダイレクト通信とか、これからどう評価していくのかと､そういうことを含めてかなり良い議論ができましたので、こういう場は非常に良いと個人的に思いました。

ということで、西村部会長、どうもありがとうございました。やっぱりこれはリーダーシップの問題なので、皆さんが本当に一生懸命やられているのが分かりましたので、これからもぜひよろしくお願いいたします。

以上です。ほかに何か質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本報告事項３件全て終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

閉　　会

○笹瀬会長　それではほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申につきましては、所定の手続を踏んで、事務局から総務大臣宛てに御送付ください。次回の定例会の会議は、１２月１９日の金曜日の１０時から、今度はウェブ開催で行います。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうご

ざいました。